

(照会先)  
社会保険業務センター  
総務部企画調整課 井上、佐野  
電話直通 5344-1109

平成17年7月29日  
社会保険庁

## 老齢基礎年金繰下制度の改善に伴う事務処理誤りについて

### 1 事例の概要

社会保険庁においては、平成17年4月に公表した「年金給付システムの総点検について」を踏まえ、年金受給者に影響を及ぼす恐れのある事象について早期に発見し、対応していくために、本年6月に年金給付サーベイランスシステムを導入したところである。

当該サーベイランスシステムにおいて、平成17年4月に施行された平成16年年金制度改革事項にかかる年金給付システムについて調査を行ったところ、「老齢基礎年金繰下制度の改善」に係る繰下げ処理について一部不具合があることが判明した。(改正内容は別紙参照)

〈事例1〉 平成17年4月から、他の年金の受給権を有する者が老齢基礎年金の繰下げを行う場合には、老齢基礎年金の繰下率は他の年金の受給権発生年月時点の率とし、年金の支給開始年月はその申出があつた月の翌月とされているが、誤って支給開始年月についても他の年金の受給権発生年月の翌月からとなるシステムとなっていた。

〈事例2〉 老齢厚生年金の受給権を平成14年4月1日前に有する者（昭和12年4月1日以前の生年月日の者）が他の年金の受給権を有している場合の繰下げについては、平成17年4月以降においても老齢基礎・老齢厚生年金の繰下申出はできないこととされているが、誤って他の年金の受給権発生年月日まで繰下げた老齢基礎・老齢厚生年金の裁定を行っていた。

※ 「年金給付サーベイランスシステム」とは、給付誤りに対して早期に対応し公表することに加え、給付誤りを未然に又は最小限に防止する観点から、年金受給者に影響を及ぼす事象等がないか継続的に調査監視することにより、早期に発見し、対応するものである。

## 2 事象の原因

事例1は、当庁の指示誤りにより、プログラムが法律どおりとなっていたなかったことが原因である。

事例2は、法律改正の内容を誤認した事務処理誤りが原因である。  
(システム上、その誤りがチェックできないプログラムとなっていた。)

## 3 対象者

3件	[	事例 1	0件	未払い又は過払い	0円	]
		事例 2	3件	未払い	約800万円	

※ 事例1の対象者については、新制度施行後の対象者が6件あったが、他の年金の受給権発生月と同月の繰下申出である等の理由により、結果として給付誤りとなかった。

※ 事例2の対象者については、現在の年金は裁定誤りであるため過払いとなるが、65歳まで遡って老齢基礎・老齢厚生年金をお支払いすることとなるため、相殺すると未払いとなる。

## 4 対応

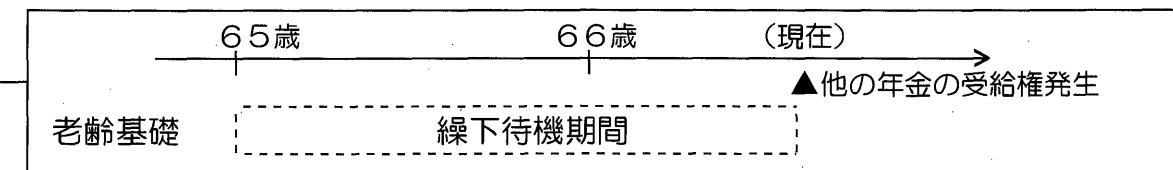
- (1) プログラム修正については、早急に行う予定。
- (2) プログラム修正までの間は、社会保険事務所等に事務連絡を発出し、暫定的な事務処理により対応するとともに、毎月、当該事象の対象者が出ないよう継続して監視する。
- (3) 事例2の対象者については、個別に連絡をとり、事情を説明したうえで、未払い金をお支払いする。

## &lt;改正内容&gt;

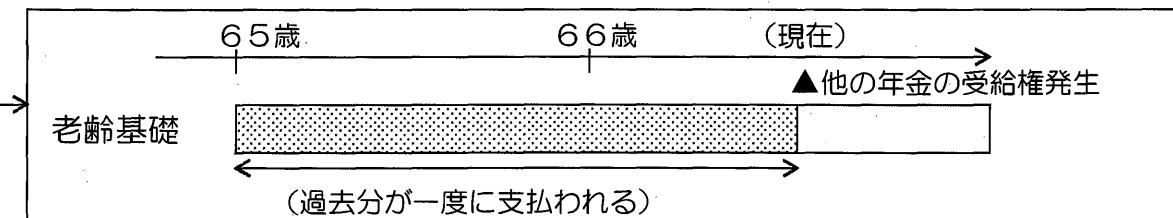
改正後の老齢基礎年金繰下制度では、66歳に達した日後の繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生した場合は、65歳からの老齢基礎年金を遡及裁定するか、当該他の年金の受給権発生時までの期間に対する繰下げが認められた老齢基礎年金を裁定するか、受給権者自身が選択できることとした。

## (改正前)

- 繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生

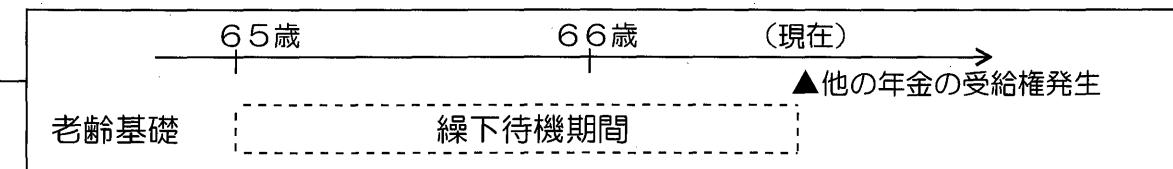


- 65歳からの老齢基礎年金を遡及裁定

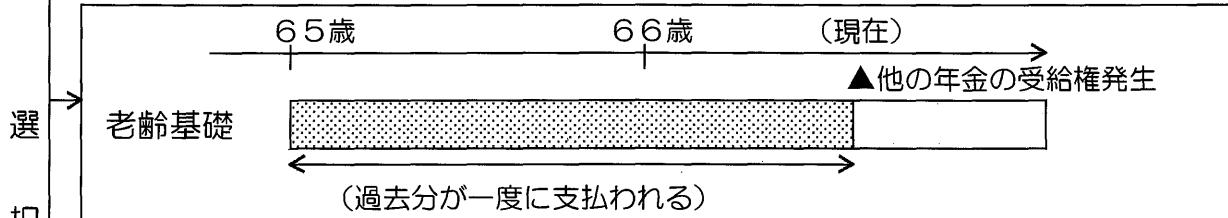


## (改正後)

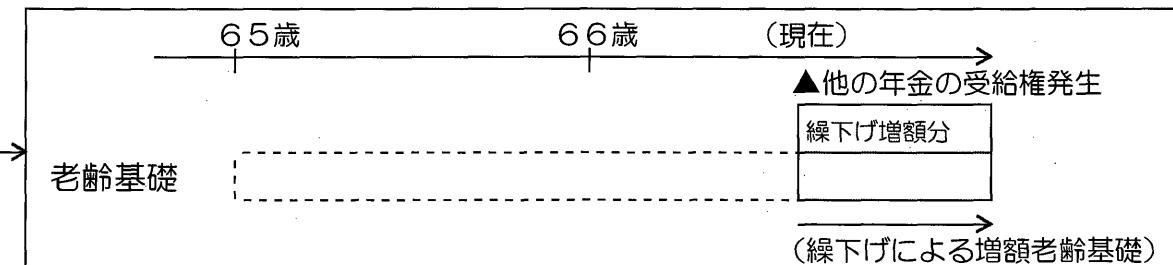
- 繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生



- 65歳からの老齢基礎年金を遡及裁定



- 他の年金の受給権が発生した時点までの待機期間分の増額がされた老齢基礎年金の裁定

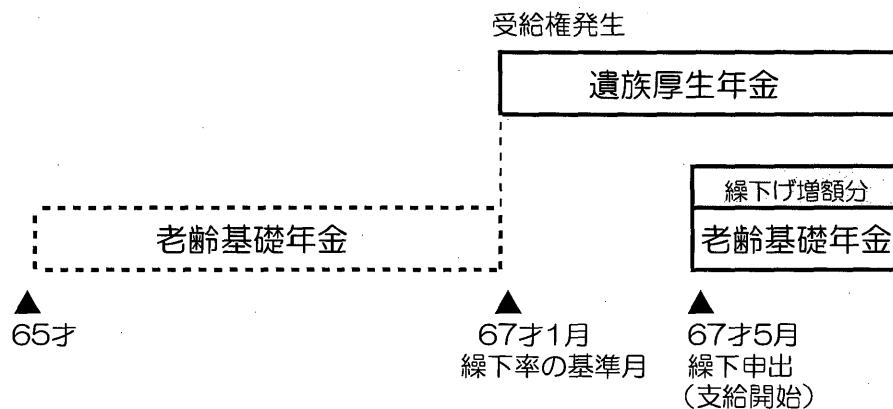


(参考)

<事例1>

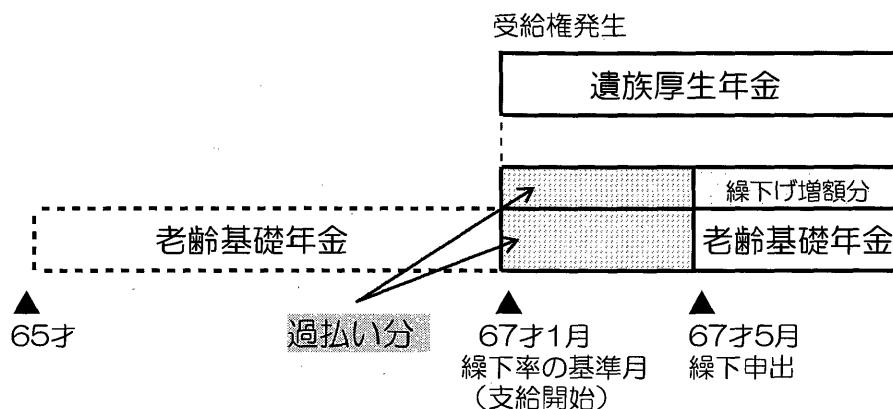
(正)

- ・繰下率は、他の年金の受給権発生年月日を基準とする。
- ・支給開始月は、繰下申出年月日（受付年月日）の翌月からとする。



(誤)

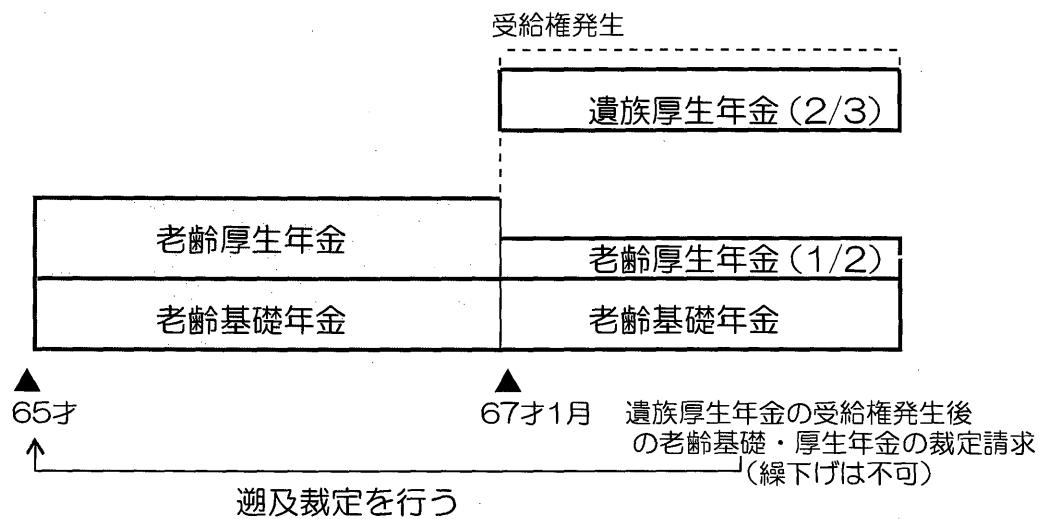
- ・繰下率は、他の年金の受給権発生年月日を基準とする。
- ・支給開始月も、他の年金の受給権発生年月日の翌月からとする。



<事例2>

(正)

- ・繰下待機期間中に他年金の受給権が発生した場合は、繰下申出は行えず、老齢基礎・厚生年金は65歳からの支給とする。



(誤)

- ・繰下待機期間中に他年金の受給権が発生した場合は、その日を繰下申出年月日とし、老齢基礎・厚生年金はその繰下申出年月日の翌月から支給する。

